

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 環境の整備（第3条―第6条）
 - 第3章 不正行為への対応
 - 第1節 通報及びその処理（第7条―第10条）
 - 第2節 調査及び認定（第11条―第17条）
 - 第3節 不服の申立て及び処分（第18条―第23条）
 - 第4節 守秘義務及び通報者・被通報者等の取扱い（第24条・第25条）
 - 第4章 不正防止計画の策定（第26条）
 - 第5章 適正な管理・運営（第27条）
 - 第6章 情報の共有・発信（第28条）
 - 第7章 モニタリング（第29条）
 - 第8章 雑則（第30条・第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、札幌学院大学（以下「本学」という。）における文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等を中心とした公的研究費（以下「公的研究費」という。）の交付を受けた場合の運営及び管理、不正行為の防止、不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項に掲げる以外の公的研究費等の交付を受けた場合においても、この規程を準用する。

（責任体制）

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定める。

（1）最高管理責任者は、学長とし、本学全体を統括し、公的研究費の管理・運営について、最終責任を負う。

（2）統括管理責任者は、副学長のうち1名とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

（3）コンプライアンス推進責任者は、総合研究所長とし、公的研究費の管理・運営についてのコンプライアンスに関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。また、統括管理責任者の指示の下、全学における不正防止対策の実施及びコンプライアンス教育を実施するとともに、適切に公的研究費の執行管理が行われているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導を行う。

（4）コンプライアンス推進副責任者は、研究支援委員とし、コンプライアンス推進責任者の指示を受け、所属する部局のコンプライアンス教育を実施する。

（5）事務局責任者は事務局長とし、公的研究費等に関する事務の実質的な責任と権限を有する。事務長は、事務局長を補佐し、公的研究費等に関する事務を適正に行うための必要な措置を行う。

第2章 環境の整備

（ルール of 明確化等）

第3条 最高管理責任者は、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制を構築する。

2 公的研究費にかかる事務処理手続については、札幌学院大学科学研究費助成事業（科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金）執行マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定めるところによる。

3 公的研究費にかかる事務処理は、社会連携課が行う。

（職務権限の明確化）

第4条 公的研究費の執行に関わる教職員（以下「関係者」という。）の権限と責任について、次のとおり定める。

- (1) 公的研究費により研究にあたる教職員（以下「研究者」という。）は、当該研究活動に必要な事由を明示し、公的研究費使用計画に責任を持ち、その使用にあたりマニュアルに従って必要な書類を社会連携課に提出する。
- (2) 社会連携課は、研究者から提出された書類又は指示により、マニュアルにしたがって必要先への発注、納品物等の検収、研究者への物品引渡し、必要先への支払手続、旅行にかかる旅費の精算手続、旅行実施の確認、非常勤勤務者の勤務状況の確認、勤務者への給与・報酬支払等の手続きを行う。
- (3) 統括管理責任者は、社会連携課を通じて研究者から提示された公的研究費使用の可否について判断するとともに、マニュアルに沿った運用がなされているか監視する。
- (4) 最高管理責任者は、マニュアルが運用の実態と乖離していないか、研究分野の特性の違いや合理的な事由を無視していないかなど、統括管理責任者に指示して適宜見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。
- (5) コンプライアンス推進責任者は、マニュアルに沿った運営の周知徹底のため、コンプライアンス教育を実施し、不正防止を図る。

（関係者の行動規範）

第5条 関係者の行動規範は次のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、不正を根絶するためには、研究者及び組織の自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を教職員に浸透させる。
- (2) 統括管理責任者は、不正の背景には、個人のモラルの低下だけではなく、組織としての取り組みの不十分という問題が常にありうることを認識する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、不正を防止するためには、公的研究費の管理・運営に関するコンプライアンス教育が重要かつ有効であることを認識し、構成員にコンプライアンスの重要性を浸透させる。
- (4) 研究者は、公的研究費が公的資金であり、不正の問題が大学全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを十分に認識する。
- (5) 社会連携課は、研究活動の特性の把握に努め、研究者に適切な説明を行うとともに、マニュアルに照らして柔軟かつ迅速な事務処理を行う。

（コンプライアンス教育の実施）

第6条 統括管理責任者は、公的研究費の管理・運営に関わるコンプライアンス教育の実施をコンプライアンス推進責任者に命じる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス講習会をコンプライアンス推進副責任者に命じて各部局において実施するとともに、受講状況の管理を行う。
- 3 コンプライアンス副責任者は、講習会を実施し受講者の受講状況についてコンプライアンス責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス講習会の受講者は、マニュアルや各種規程等を遵守し、不正行為を行わない旨の誓約書を提出する。
- 5 コンプライアンス責任者は、講習会等のコンプライアンス教育の実施状況を把握し、受講者の受講状況を統括管理責任者に報告する。

第3章 不正行為への対応

第1節 通報及びその処理

（通報窓口）

第7条 最高管理責任者は、不正行為に関する通報や情報提供に対応するための受付窓口を設置する。

- 2 受付窓口は、学校法人札幌学院大学内部監査室とする。
- 3 内部監査室長は、通報や情報提供があった場合は、理事長を経由し、最高管理責任者に報告する。

（通報）

第8条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、口頭又は書面による通報を前条に定める受付窓口において行うことができる。

（通報の受理・不受理、通知）

第9条 最高管理責任者は、次条に定める要件にしたがい、前条による通報の受理又は不受理を統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、事務局責任者と協議し、速やかに決定する。

2 最高管理責任者は、通報の受理又は不受理を決定した場合には、通報した者（以下「通報者」という。）にその旨を通知する。

（通報の受理・不受理の要件）

第10条 前条第1項に定める通報の受理又は不受理の決定は、次の各号に掲げる要件により決定する。

- (1) 通報は原則として実名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の状況等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的根拠が示されていると判断されるものを受理する。
- (2) 匿名による通報があった場合、その内容が前号と同等のものであると判断されるときは、実名の通報があった場合に準じた取扱いとする。
- (3) 通報された事案について、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該通報を回付する。また、本学のほかにも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関に当該通報を通知する。
- (4) 報道や会計検査院等の外部機関から不正行為の疑いが指摘された場合は、実名による通報に準じて取り扱う。
- (5) 文部科学省等資金配分機関から調査の求めがあった場合は、実名による通報に準じて取り扱う。
- (6) 通報の意思を明示しない相談について、最高管理責任者はその内容に応じ、通報に準じてその内容を統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該事案の調査を開始することができる。
- (7) 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという通報・相談について、最高管理責任者は、その内容を統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と確認・精査し、相当の理由があると認めたときには、被通報者（不正行為に関与したもの）に警告を行う。

第2節 調査及び認定

（予備調査委員会）

第11条 前条に基づく通報の受理が決定された場合には、最高管理責任者は、通報内容の合理性、調査可能性等について調査を行うため、予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、被通報者が所属する部局長及び部局長が指名する若干名の教員をもって組織する。
- 3 予備調査委員会に予備調査委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

（予備調査）

第12条 予備調査委員会は、速やかに予備調査を開始し、通報の受理後30日以内に予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠を記載した調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査の結果を、通報の受理後30日以内に配分機関に報告する。

（本調査委員会）

第13条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決定された場合には、本調査委員会を設置する。

- 2 本調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 最高管理責任者
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) コンプライアンス推進責任者
 - (4) 各学部長及び各研究科長
 - (5) 事務局責任者
 - (6) 学外の弁護士、公認会計士その他の有識者
 - (7) その他最高管理責任者が必要と認めた者

3 前項第6号に規定する委員は、本学、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 本調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。

5 本調査委員会に副委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

（本調査）

第14条 本調査委員会は、本調査を行うことが決定された場合には、30日以内に次項に掲げる本調査を開始する。

- 2 本調査委員会は、調査を開始するにあたり、調査方針、調査対象及び調査方法等について配分機関と協議する。
- 3 本調査委員会は、本調査開始後、150日以内に次の各号に掲げる調査結果をまとめる。
 - (1) 不正行為が行われたか否か。
 - (2) 不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、不正使用の相当額、不正行為に関与した者（関係業者を含む。）及びその関与度並びに不正行為と認められた研究課題における役割
 - (3) 不正行為が行われなかったと認められた場合は、通報が悪意に基づくものであるか否か。
- 4 本調査委員会は、前項第3号の調査を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

（不正行為に関する認定）

第15条 最高管理責任者は、前条第3項による調査結果を基に、不正行為及び不正使用の相当額に関する認定を行う。

（認定の通知）

第16条 最高管理責任者は、前条による不正行為に関する認定を行った場合は、速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者及び業者を含む。以下同じ。）に通知する。ただし、被通報者が本学の教員でない場合には、これらに加えて被通報者が所属する機関に通知する。

- 2 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定を行った場合、通報者が所属する機関に通知する。

（配分機関に対する報告）

第17条 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関に対して、調査結果、不正発生の要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画を含む最終報告書を告発の受理後210日以内に報告する。

- 2 最高管理責任者は、本調査の過程であっても不正行為の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 3 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出する。
- 4 最高管理責任者は、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ資料の提出又は閲覧、現地調査等に協力する。

第3節 不服の申立て及び処分

（不服の申立て）

第18条 不正行為が行われたと認定された被通報者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服の申立ての審査の段階で悪意に基づくものと認定された者を含む。この場合の認定については、前条第2項を準用する。）は、不服を申立てすることができる。ただし、この不服の申立ては次条に定める不服の申立て期間内であっても、同一理由による不服の申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服の申立てに係る審査は、本調査委員会が行う。

（不服の申立て期間）

第19条 不服の申立て期間は、第16条1項に定める文書の通知を受けた翌日から起算して30日以内とする。

（公的研究費の返還・執行停止等）

第20条 最高管理責任者は、不正行為と認定した研究活動に係る研究費について、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為の関与の度合いに応じて全額又は一部を返還させる。

- 2 最高管理責任者は、不正行為と認定した研究活動に関与した業者に対して、全学において以降の取引の停止を命ずる。
- 3 最高管理責任者は、不正行為と認定した研究活動に係る研究費については、不正行為の社会的影響度、悪質度及び不正行為の関与の度合いに応じて執行停止を命ずる。

（研究資金への応募資格の停止等）

第21条 最高管理責任者は、不正行為と認定した場合は、学内外の競争的研究資金への応募資格の停止等の措置を講ずる。

(懲戒)

第22条 第15条に基づき認定した不正行為が懲戒理由に該当する場合には、学校法人札幌学院大学就業規則第70条及び第71条の規定に定めるところによる。

2 私的流用等、不正行為の悪質性が高い場合には、刑事告発及び民事訴訟等の法的な措置を講ずる。

(調査結果の公表)

第23条 最高管理責任者は、不正行為と認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。

第4節 守秘義務及び通報者・被通報者等の取扱い

(守秘義務)

第24条 最高管理責任者、本調査委員会委員及び予備調査委員会委員(以下「調査関係者」という。)は、調査及び審議により知り得ることができた秘密を漏らしてはならない。

(通報者・被通報者等の取扱い)

第25条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。

3 最高管理責任者は、通報者に対して、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報を行ったことを理由に、不利益処分を行ってはならない。

4 最高管理責任者は、被通報者に対して、相当な理由なしに、単に通報がされたことのみをもって、研究活動の禁止及び不利益処分を行ってはならない。

第4章 不正防止計画の策定

(不正防止計画の策定)

第26条 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することとし、自ら不正防止計画の進捗管理にあたる。

2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な対策を策定、実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

第5章 適正な管理・運営

(公的研究費の適正な執行)

第27条 社会連携課は、統括管理責任者の指示の下、公的研究費の執行状況を適時確認し、次に掲げる各号について適切に対処する。

(1) 研究者の当初研究計画との比較において著しく執行が遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じて改善を求める。

(2) 業者との癒着を防止するため、本学での公的研究費の管理・運用について周知徹底し、必要に応じて誓約書の提出を求める。

(3) 物品等の発注については、社会連携課が行う。ただし、発注額が10万円未満の場合は研究者による発注を認める。

(4) 購入物品の検収については、すべて社会連携課で行う。

(5) 非常勤雇用者による不正を防止するため、本学での公的研究費の管理・運営について周知徹底し、業務管理、時間管理を適切に行う。また、必要に応じて誓約書の提出を求める。

(6) 備品・換金性の高い物品については納品・検収時に「科研費シール」を貼付し、毎年度末に現物確認を行う。

(7) 研究者の出張計画については、出張願書の提出を義務づけ、帰任後は、航空機の搭乗半券、各種交通機関の領収書、宿泊先の領収証、出張報告書の提出により出張の実施内容について確認を行う。

第6章 情報の共有・発信

(相談窓口・通報窓口等)

第28条 最高管理責任者は、公的研究費にかかる学内における情報共有及び学外への情報発信のため、次のとおり対応する。

(1) マニュアル及び研究費全般並びに事務処理手続に関する相談窓口は、社会連携課に置く。

(2) 公的研究費の不正に対する通報窓口は、内部監査室に置く。

(3) 公的研究費の不正防止に関する本学の取り組み、各種規程及びマニュアル等を本学ホームページ

ージに掲載する。

第7章 モニタリング

(モニタリングの実施)

第29条 公的研究費の適正な管理のため、次に掲げるモニタリングを実施する。

- (1) 内部監査室は、最高管理責任者及び不正防止計画推進部署と連携し、公的研究費の執行状況について定期的に監査する。
- (2) 内部監査室は、監事及び会計監査人と連携し、公的研究費の不正に対して恒常的かつ組織的に牽制機能の充実・強化を図る。

第8章 雑則

(所管)

第30条 この規程の所管は、総合研究所とする。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 札幌学院大学の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年11月4日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。